

恩赦法

(昭和二十二年三月二十八日法律第二十号)

(恩赦の種類)

第一条 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権については、この法律の定めるところによる。

(大赦)

第二条 大赦は、政令で罪の種類を定めてこれを行う。

(大赦の効力)

第三条 大赦は、前条の政令に特別の定のある場合を除いては、大赦のあつた罪について、左の効力を有する。

- 一 有罪の言渡を受けた者については、その言渡は、効力を失う。
- 二 まだ有罪の言渡を受けない者については、公訴権は、消滅する。

(特赦)

第四条 特赦は、有罪の言渡を受けた特定の者に対してこれを行う。

(特赦の効力)

第五条 特赦は、有罪の言渡の効力を失わせる。

(減刑)

第六条 減刑は、刑の言渡を受けた者に対して政令で罪若しくは刑の種類を定めてこれを行い、又は刑の言渡を受けた特定の者に対してこれを行う。

(減刑の効力)

第七条 政令による減刑は、その政令に特別の定のある場合を除いては、刑を減輕する。

- 2 特定の者に対する減刑は、刑を減輕し、又は刑の執行を減輕する。
- 3 刑の執行猶予の言渡を受けてまだ猶予の期間を経過しない者に対しては、前項の規定にかかわらず、刑を減輕する減刑のみを行うものとし、又、これとともに猶予の期間を短縮することができる。

(刑の執行の免除)

第八条 刑の執行の免除は、刑の言渡を受けた特定の者に対してこれを行う。但し、刑の執行猶予の言渡を受けてまだ猶予の期間を経過しない者に対しては、これを行わない。

(復権)

第九条 復権は、有罪の言渡を受けたため法令の定めるところにより資格を喪失し、又は停止された者に対して政令で要件を定めてこれを行い、又は特定の者に対してこれを行う。但し、刑の執行を終らない者又は執行の免除を得ない者に対しては、これを行わない。

(復権の効力)

第十条 復権は、資格を回復する。

2 復権は、特定の資格についてこれを行うことができる。

(恩赦と既成の効果)

第十一条 有罪の言渡に基く既成の効果は、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権によつて変更されることはない。

(特定の者に対する恩赦)

第十二条 特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除及び特定の者に対する復権は、中央更生保護審査会の申出があつた者に対してこれを行うものとする。

(恩赦状の下付)

第十三条 特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除又は特定の者に対する復権があつたときは、法務大臣は、特赦状、減刑状、刑の執行の免除状又は復権状を本人に下付しなければならない。

(判決原本への附記)

第十四条 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権があつたときは、検察官は、判決の原本にその旨を附記しなければならない。

(命令への委任)

第十五条 この法律の施行に関し必要な事項は、法務省令でこれを定める。

附 則 〔抄〕

1 この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。